

教育実習の受け入れについて

山口県立小野田工業高等学校

更新日 R5. 9. 12

1, 受入れ対象者

- (1) 教員を強く志望する者を原則とする。
- (2) 受け入れ可能人数は、教育実習希望者の総数、教科・科目の希望者数による。
受け入れ可能人数内であっても、本校の校内状況によっては、受け入れられないこともある。

2, 実習期間・期日

- (1) 実習期間
 - ・教員免許取得のために必要な期間を考慮して行う。
 - ・2週間を標準とする。
- (2) 実習期日
 - ・5月下旬～6月初旬または6月初旬～中旬に実施する。
 - ・詳しい日程は、実習希望年度の4月初旬に決定する。

3, 申込み手続き

- (1) 本校卒業生で教育実習を希望する者は教育実習希望年度の前年度の7月下旬ごろまでに本校に電話で依頼する。本校卒業生以外の者は、県教育委員会の「教育実習指定校制度（以下指定校制度という）」を利用してください。
 - (2) 指定校制度を利用する教育実習の申込は、山口県指定の様式「令和○年度教育実習指定校制度」申込書に記入の上、山口県教職員課に提出。県教職員課から本校に連絡。調整の上、本人に県教職員課から教育実習校を連絡。（※本校以外の学校となる可能性もあります）
 - (3) 前年度の8月下旬以降に、本校に必要書類を郵送または持参にて提出。
(大学側の必要書類：教育実習許可願・教育実習調査書等)
 - (4) 受け入れ手続き後、9～10月ごろ大学に本校から内諾書を送付
 - (5) 実習希望年度の4月上旬に大学からの承諾依頼書を受け、承諾書を大学に送付
- ※(5)の完了をもって、実習申込みの正式な受諾となります。

4, その他

- (1) 教育実習受け入れの内諾後に実習を辞退することのないように十分留意すること。
ただし、やむを得ない事情で実習を辞退する場合は、速やかに本校へ連絡すること。
- (2) 教育実習に関する事項は本校のHPから適宜確認すること。
- (3) 連絡・問い合わせ先

山口県立小野田工業高等学校 教務部教育実習係

〒756-0824 山口県山陽小野田市中央2丁目6番1号

TEL 0836-83-2153 FAX 0836-83-2744